

【第2次枚方市情報化計画】

情報化基本計画

(第3期取組版)

枚方市

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 1 計画策定の目的	2
1. 2 計画の位置付け	2
1. 3 計画期間.....	5
第2章 計画策定の背景	6
2. 1 国の I C T 戦略動向等.....	7
2. 2 枚方市の情報化の現状.....	15
第3章 基本目標	25
3. 1 情報化の基本目標	26
3. 2 各目標の設定趣旨	27
第4章 期別取り組み（第3期）	30
4. 1 第3期 取り組みの構成	31
4. 2 第3期 取り組みの詳細	32
第5章 計画の推進のために	42
5. 1 計画の推進体制	43
5. 2 組織的な計画推進のために	44
5. 3 情報分野における関連計画等	45

第1章 計画の概要

<本章の内容>

新たに情報化計画を策定する背景・目的、計画の位置付け、計画期間等の概要について説明します。

1. 1 計画策定の目的

本市は平成25年3月に「枚方市総合計画策定条例」を施行し、平成28年3月、長期的な視点での総合的かつ計画的な市政運営を図るため、本市の最上位計画と位置付けた「第5次枚方市総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定しました。

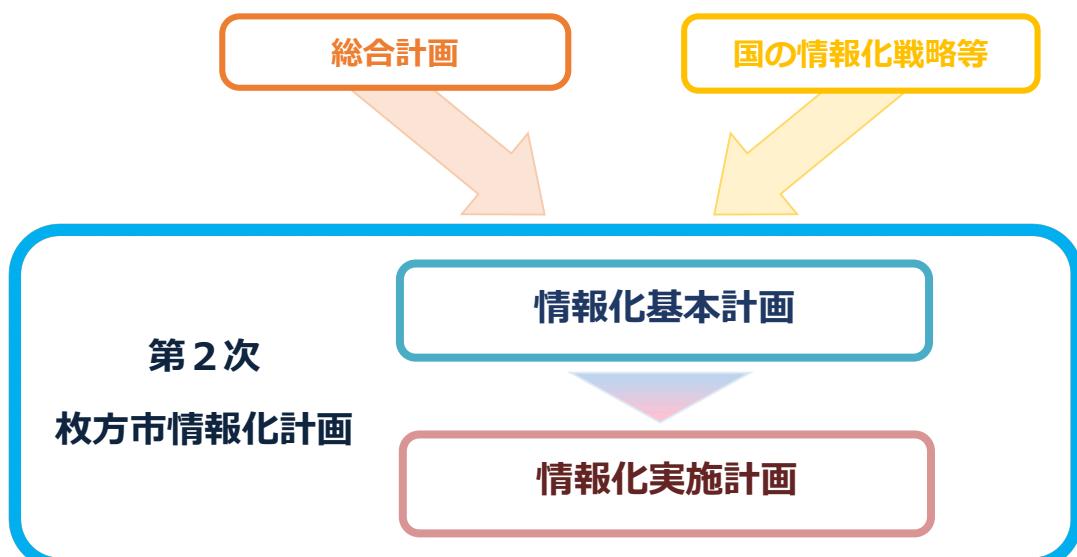
総合計画では、情報通信技術が飛躍的に発展する中で、迅速・効率的な情報発信や電子自治体の推進等、ＩＣＴの利活用を、まちづくりを進めるための基盤の一つであると位置付けています。

これを受け、ＩＣＴを市の施策を効果的・効率的に進める手段とし、総合計画に示されるまちづくりの目標実現を支えるため、新たに第2次枚方市情報化計画の策定を行いました。

1. 2 計画の位置付け

第2次枚方市情報化計画は、総合計画を上位として、市の施策目標の実現を情報化により支援する個別計画とし、また、国の情報化戦略等との整合を図ります。

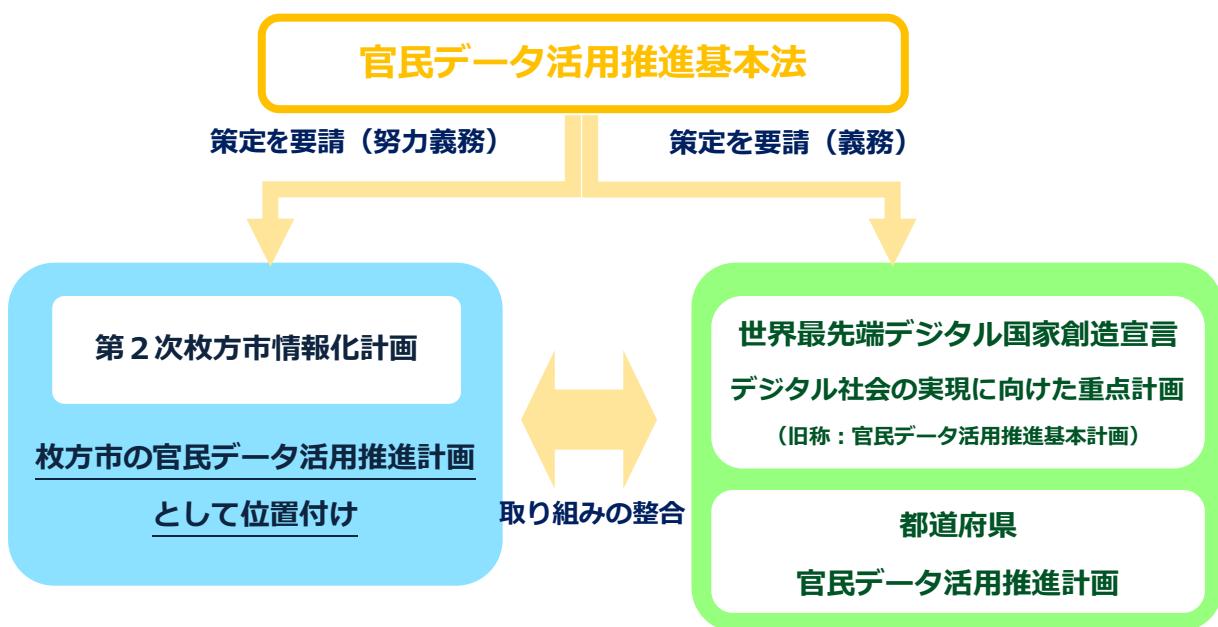
情報化計画は、基本的な方針や考え方を示した「情報化基本計画」（以下、「本計画」という。）と、個々の情報化施策についてその内容を表した「情報化実施計画」で構成しています。



図表：情報化計画の位置付け

<本市の官民データ活用推進計画について>

官民データ活用推進基本法（平成28年12月施行）においては、市町村における官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画（市町村官民データ活用推進計画）の策定が努力義務として要請されています。本市では、同法が想定する基本的施策として規定する事項のうち市町村に特に関連する内容について、本計画の取り組として取り入れることで、本計画を枚方市の官民データ活用推進計画と位置付け、国や府の計画とも整合を取りながら、必要な施策の推進を図ります。（官民データ活用推進基本法の概要については、「2.1 国のICT戦略動向等」を参照）



図表：枚方市の官民データ活用推進計画としての位置付け

<本市のDX推進全体方針について>

自治体DX推進手順書（令和3年7月公表）においては、自治体における相互に関連するDXの取り組みを総合的かつ効果的に実施し、全序的にDXを強力に推進していくための最初のステップとして、全体方針が決定されている必要があるとされました。本計画における基本目標並びに取り組み事項として、本市におけるDX推進のビジョンを盛り込むことにより、本計画を枚方市DX推進全体方針および枚方市DX推進計画として位置付け、国や府の示すデジタル社会の理念を踏まえた施策の推進を図ります。（自治体DX推進手順書の概要については、「2.1 国のICT戦略動向等」を参照）



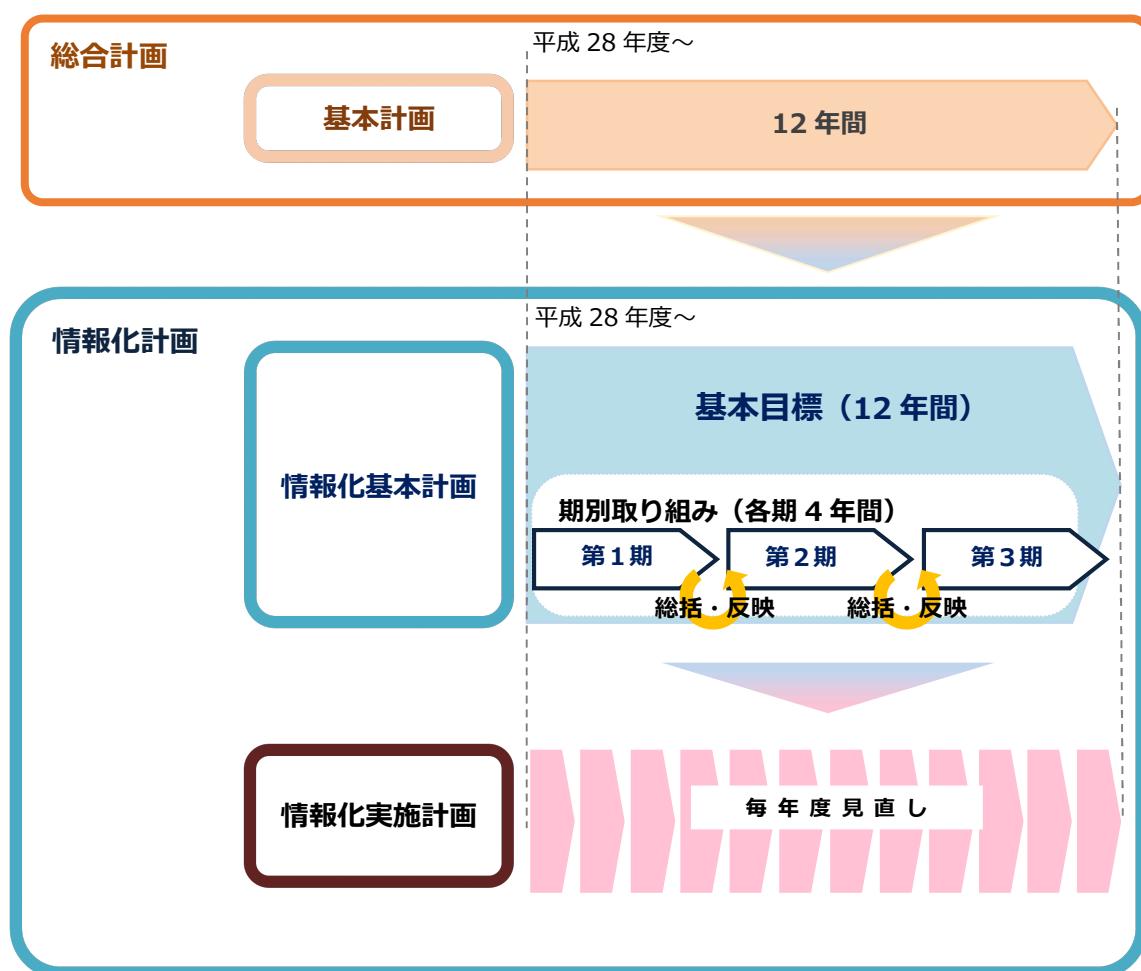
図表：枚方市のDX推進全体方針およびDX推進計画としての位置付け

1. 3 計画期間

情報化基本計画は、「第5次枚方市総合計画 基本計画」と計画期間を合わせ、平成28年度からの12年間における計画とします。ただし、進展の著しい情報環境の変化に対応するため、4年間ごと3期に分けて「期別取り組み」を設定し、期ごとに総括を行います。

個別のシステムごとに内容を示す情報化実施計画は、毎年度見直し、策定を行います。

社会環境や国の戦略動向等について大きな変化があった場合には、必要に応じて情報化基本計画の検証・見直しを実施するものとします。



図表：情報化計画の計画期間

第2章 計画策定の背景

＜本章の内容＞

情報化の目標を設定するにあたり、背景として国のＩＣＴ戦略や枚方市情報化の現状について整理します。

2. 1 国のＩＣＴ戦略動向等

<国のＩＣＴ戦略の展開>

政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、平成12年に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)」を制定、その後、「e-Japan 戦略」(平成13年)や「e-Japan 戦略II」(平成15年)等の重点計画を策定し、取り組みを進めてきました。

その後、平成25年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」では、利用者ニーズの把握不足や組織を超えた業務改革に至っていない等、従来の戦略における課題を指摘、府省庁へ横串を通す政府CIOの設置等によって取り組を推進してきました。以後、本宣言の改訂を重ねつつ、技術の進展に伴うデータ流通量の飛躍的増大を受けたデータ利活用の方針や、利用者中心のサービス提供を進めるといったデジタル・ガバメントの方針等を打ち出し、デジタル化の推進を図ってきました。またこの間、官民データ活用基本法やデジタル手続法(正式名称「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」)の成立等、デジタル化の原則についての法制化が進められてきました。

令和2年12月25日には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。さらに、自治体が重点的に取り組むべき事項や国の支援策等をとりまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(以下、「自治体DX推進計画」という。)が策定され、それぞれの取り組みを遂行していく道標として「自治体DX全体手順書」「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」「自治体の行政手続きオンライン化に係る手順書」や法整備が進められてきました(「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年9月1日施行)」)。

令和3年9月には「デジタル社会形成基本法」が制定され、経済の持続的かつ健全な発展と、幸福な生活の実現に資するデジタル社会を形成する司令塔の役割を担う組織としてデジタル庁が発足し、同年12月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。令和4年6月には地域課題をデジタルにより解決し「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、「自治体DX推進計画」やそれに関連する手順書ではこれらの理念や支援策を盛り込む改訂が行われてきました。

<デジタル社会形成基本法>

デジタル社会の形成により国際競争力の強化、国民の利便性向上、急速な少子高齢化への対策等の課題を解決し、経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体及び事業者の責務、多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等の基本方針およびデジタル庁の設置について定めたもので、令和3年5月19日に公布されました。

デジタル社会形成基本法の概要

趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び**施策の策定に係る基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに**重点計画**の作成について定める。

概要

1. デジタル社会の定義
「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

2. 基本理念
デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定する。

3. 国、地方公共団体及び事業者の責務
デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定する。

4. 施策の策定に係る基本方針
デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

5. デジタル庁の設置等
別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。

6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。

7. 施行期日
令和3年9月1日

図表：デジタル社会形成基本法の概要

（出典）デジタル庁「デジタル社会形成基本法の概要」

〈地方公共団体情報システムの標準化に関する法律〉

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑みて、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定、その他地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定めたもので、令和3年5月19日に公布されました。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- ・ 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

④ 基準に適合した情報システムの利用

- ・ 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ・ ①の事務と一體的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

② 国による基本方針の作成

- ・ 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- ・ 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

⑤ その他の措置

- ・ 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- ・ 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

③ 情報システムの基準の策定

- ・ 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- ・ 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- ・ 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

⑥ 施行期日

- ・ 令和3年9月1日

図表：地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

(出典) 総務省「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要」

<デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針>

目指すべきデジタル社会の将来像「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」や、施策の策定に係る方針等を定める高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方等について、政府の方針を示すものとして、令和2年12月25日に閣議決定されたものです。

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要		参考資料2
<p>➤ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～</p> <p>➤ デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靭、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）</p>		
IT基本法の見直しの考え方	デジタル庁設置の考え方	
<p>IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠 ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化 ⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁を設置 <p>どのような社会を実現するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザの体験価値を創出 ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明 ✓ 國際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業、就業機会の創出、規制の見直し ✓ デジタル社会の形成に向けた取組事項 ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備 ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上 ✓ 人材の育成、教育・学習の振興 ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成 <p>役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進 <p>国際的な協調と貢献、重点計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献 ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表 	<p>基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織 ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備 <p>デジタル庁の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 國の業務システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用 ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整 ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理 ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理 ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備 ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査 ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請 <p>デジタル庁の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、デジタル大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監、デジタル審議官。他を置く ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度 ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民問わず適材適所の人材配置 ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置 ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁を発足（予定） 	令和2年12月25日閣議決定 を元に作成

図表：デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

(出典) デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要」

<デジタル・ガバメント実行計画>

官民データ活用基本法および「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に示された方向性を具体化し、実行することによって、安全・安心かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画として平成30年1月に作成され、後に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込むなど、デジタル・ガバメントの取り組みを加速するものとして位置付けられました。

なお、この計画は令和3年度に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」へ統合されました。

＜自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画＞

「デジタル・ガバメント実行計画」や「デジタル社会形成基本法」等においては、情報システムの標準化・共通化やデジタル社会の形成のような、国と地方公共団体が連携し進めていくべき施策が多く盛り込まれました。これに対し、国と地方公共団体との連絡調整に関することを所掌する総務省が、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめたもので、令和2年12月に策定されました。

また、この計画の内容について、自治体ごとに異なるデジタル・トランスフォーメーションの現状の進度に対し、着実に取り組みを進めていくことのできるよう、「自治体DX推進手順書」が策定されました。

なお、令和5年12月に改訂されたDX推進計画（第2.2版）と合わせて、人材育成・確保基本方針において、DX推進体制の構築に向けた取組内容として、職員のデジタル分野の知識・スキル等の向上を図るなど、デジタル人材の育成・確保等について示されました。

自治体DX推進計画等の概要

- 「デジタル・ガバメント実行計画」策定（令和2年12月）以降、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、自治体の取組を後押し（計画期間：令和3年1月～令和8年3月）。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」に、「推進計画※1に基づき、デジタル人材の確保・育成やデジタル技術の活用、住民との接点（「フロント」）の改革※2など、財政の効率化等につながるデジタル化の取組を推進する」旨が記載されたこと等をふまえ、隨時改定を実施。

※1 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】」（令和4年9月2日総務省策定）
※2 オンライン申請の推進・強化や多様な窓口の実現など。

自治体DX推進計画（2020.12.25策定、2023.12.22最新改定）

- 自治体におけるDXの推進体制の構築
 - ①組織体制の整備
 - ②デジタル人材の確保・育成
 - ③計画的な取組
 - ④都道府県による市区町村支援
- 重点取組事項
 - ①自治体フロントヤード改革の推進
 - ・各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード（住民と自治体の接点）を実現
 - ②自治体情報システムの標準化・共通化
 - ・2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
 - ③マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
 - ④セキュリティ対策の徹底
 - ⑤自治体のAI・RPAの利用推進、⑥テレワークの推進
- 自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項
 - ①デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
 - ②デジタルデバイド対策
 - ③デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

自治体DX推進手順書（2021.7.7策定）

- 自治体DX全体手順書（2023.12.22改定）
 - ・DXの推進に必要と想定される一連の手順を0～3ステップで整理
 - ステップ0：認識共有・機運醸成
 - ステップ1：全体方針の決定
 - ステップ2：推進体制の整備
 - ステップ3：DXの取組みの実行
- 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2023.9.29改定）
 - ・自治体情報システム標準化・共通化的意義・効果、作業手順等を示す
- 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2023.1.20改定）
 - ・自治体の行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す
- 自治体DX推進参考事例集（2023.4.28改定）
 - ・全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12.28策定、2022.9.4改定）

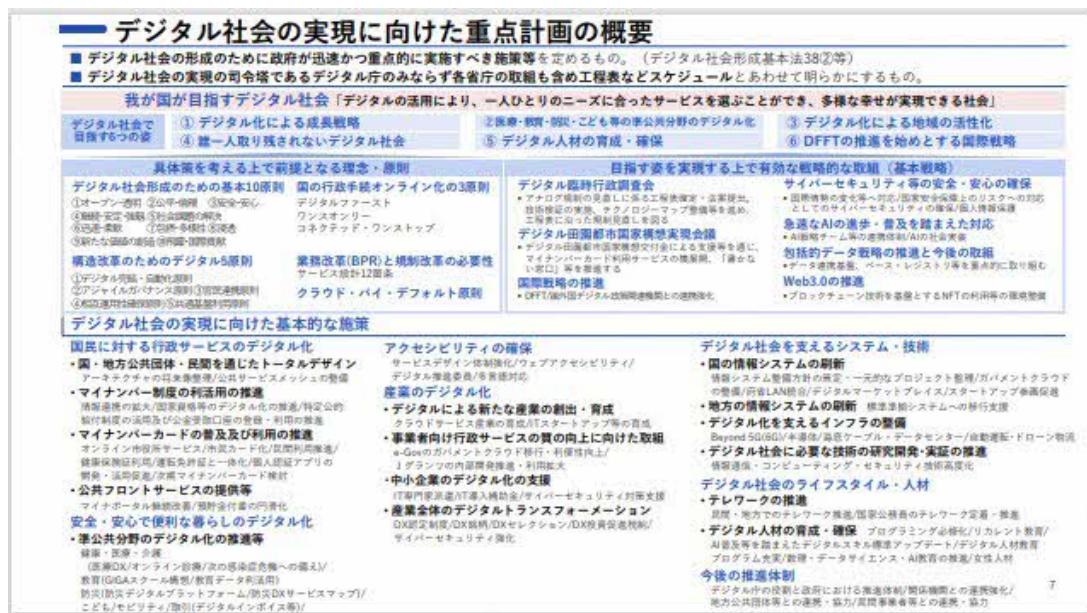
これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点・取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの

図表：自治体DX推進計画等の概要

（出典）総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画等の概要」

〈デジタル社会の実現に向けた重点計画〉

デジタル社会形成基本法に規定する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する情報システム整備計画および、官民データ活用基本法に規定する官民データ活用推進基本計画として令和3年6月18日に閣議決定され、デジタル社会の実現に向けた取り組みの全体像について、司令塔であるデジタル庁のみならず、各府省庁の取り組みも含め、工程表などスケジュールと合わせて明らかにするもので、各府省庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組み、また、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものです。



図表：デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

(出典) デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画(概要・簡易版)」 P7 令和5年6月

<デジタル田園都市国家構想基本方針>

地方の社会課題（人口減少、過疎化、産業空洞化等）に対し、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-being の実現等を通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、地方におけるデジタル・トランスフォーメーションを推進するものとして、令和4年6月に策定されました。

デジタル田園都市国家構想基本方針の全体像

【基本的な考え方～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～】
デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい価値を生み出す原動力。今こそデジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進。

➢ デジタル田園都市国家構想は、「新しい資本主義」の重要な柱の一つ。地方の社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続可能な経済社会の実現や新たな成長を目指す。
構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-being の実現等を通じて、デジタル化の恩恵を享受できる社会へとボトムアップの成長を推進する。
➢ 国は、基本方針を通じて、標準が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援。特に、データ連携基盤の構築など、が生産して進める環境整備に積極的に取り組む。地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構造の実現に向けた取組を推進。

【取組方針】

★解決すべき地方の社会課題

- ・人口減少・少子高齢化
※出生率 1.45(2015年)→1.33(2020年)
※生産年齢人口 7,667万人(2016年)
→7,450万人(2021年)
- ・過疎化・東京圏への一極集中
※東京圏転入超過数 80,441人(2021年)
- ・地域産業の空洞化
※都道府県別労働生産性差
最大1.5倍(2018年)

等

デジタル実装を通じて、
地域の社会課題
解消・競争力
向上の取組をより高度・効率的に推進

➢ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決
(2024年度末までにデジタル実装に取り組む地方公共団体1000団体達成)

①地方に仕事をつくる
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業、観光DX、地方大学と組んだイノベーション創出等

②人の流れをつくる
「転職なき移住」の推進 (2024年度末までにサテライトオフィス等を地方会員団体1000団体に設置)、オンライン問合せ人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、サテライトキャンバス等

③就学・出産・子育ての希望をかなえる
母子オンライン相談、母子健康新規アプリ、子どもの見守り支援等

④魅力的な地域をつくる
GIGAスクール・遠隔教育（教育DX）、遠隔医療、ドローン物流・自動運転、MaaS、インフラ分野のDX、3D都市モデル整備・活用、文化芸術DX、防災DX等

⑤地域の特色を活かした分野横断的な支援
デジタル田園都市国家構想交付金による支援、スマートシティ関連施策の支援（地域づくり・まちづくりを促進するハブとなる
個人所有者内100箇所に展開）等

➢ デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備
2020年度末までの間の人口カバー率99%達成、全國各地で一ヶ所の地方データセンター個数を5年連続で倍増、2027年度末までに光ファイバの接続カバー率99.9%達成。
日本版の海底ケーブル（デジタル田園都市スーパー・ハイウェイ）を2025年度末までに完成など、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の実行等を通じてデジタル基盤整備を推進。
①デジタルインフラの整備 ②マイナーパークの普及・利活用拡大 ③データ連携基盤の構築
④IGIの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備 ⑤エネルギーインフラのデジタル化

➢ デジタル人材の育成・譲継
デジタル推進人材について、2026年度末までに290万人育成。「デジタル人材地域連携戦略パッケージ」に基づき、人材の地域への還流を促進。
「女性デジタル人材育成プラン」に基づく取組を推進。
①デジタル人材育成プラットフォームの構築 ②職業訓練のデジタル分野の重点化 ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成 ④デジタル人材の地域への還流促進

➢ 獲一人取り残されないための取組
2022年度に2万人口以上で「デジタル接觸便携」の実証をスタートし、今後更なる拡大を図るなど、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。
①デジタル推進委員会の設置 ②デジタル共生社会の実現 ③経済的実情に基づくデジタルデバイドの是正 ④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
⑤「獲一人取り残されない」社会の実現に資する取組の周知・徹底

(構想の実現に向けた地域ビジョンの掲示) 地方の取組を促すため、構想を通じて実現する地域ビジョンを提示。

スマートシティ・スーパー・シティ 「デジタル」中山間地域
持続可能な都市
SDGs未来都市
脱炭素先行地域
MaaS実験地域

【今後の進め方】

○デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）の策定（まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂）
・国は、2024年度までの地方創生の基本的方向を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を基本的に改訂し、構想の中長期的な基本的方向を提示するデジタル田園都市国家構想全般（仮称）を策定。
・地方公共団体は、新たな状況下で目指すべき地域像を再認識し、地方版総合戦略を改訂し、具体的な取組を推進。国は、様々な施策を活用して地方の取組を支援。

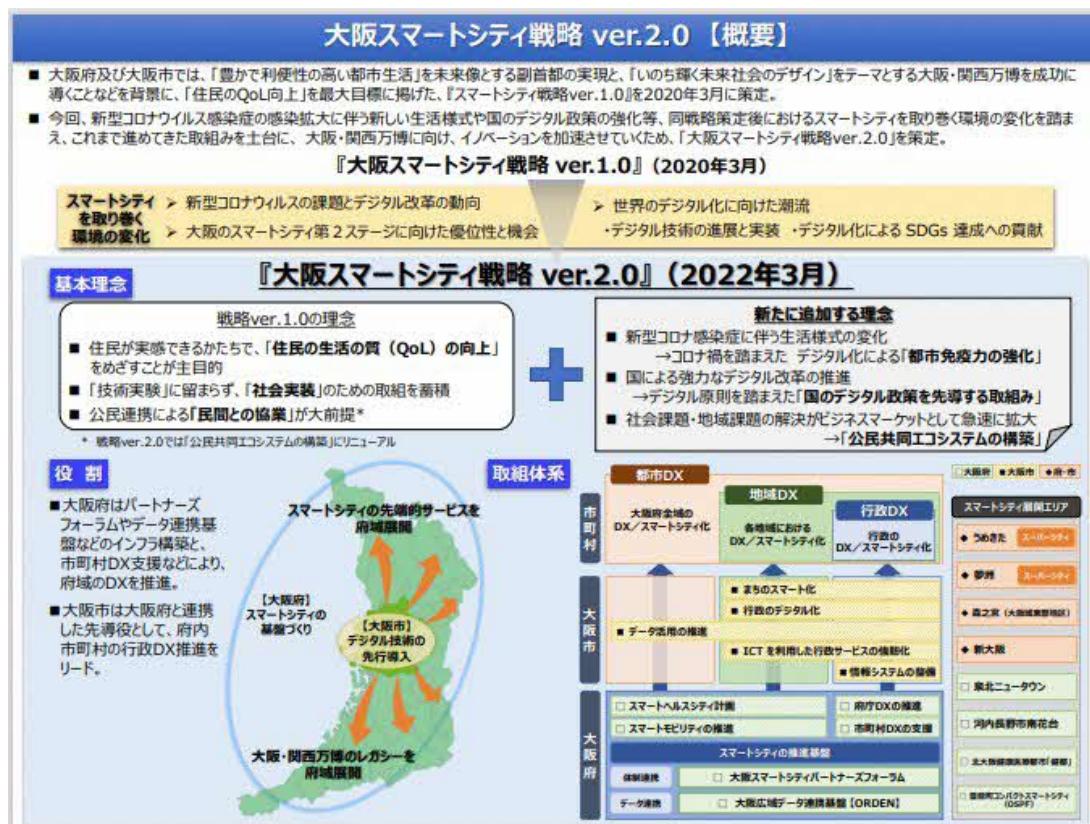
図表：デジタル田園都市国家構想基本方針の全体像

(出典) 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「デジタル田園都市国家構想基本方針について」 P2 令和4年6月

<大阪スマートシティ戦略>

大阪府においても、人口減少・高齢化といった全国的な課題に加え、高度経済成長期に整備された都市インフラやニュータウンの老朽化、行政サービスの持続性確保といった課題が顕在化する中で、解決を図るため、ICT/IoTを活用したスマートシティの実現に向けた検討が必要とされています。

大阪のスマートシティ戦略では、住民の生活の質（QOL）の向上を中心として「住民サービス向上」、「都市戦略ビジョン」の2つの切り口から実装実験を進め、自動運転や次世代型のオンデマンド交通サービスなどの移動交通分野や、行政手続きの電子化といった分野からの取り組みを進めることとしています。令和4年3月に「大阪スマートシティ戦略ver.2.0」として、コロナ禍を踏まえたデジタル化による「都市免疫力の強化」、デジタル原則を踏まえた「国のデジタル政策を先導する取組み」や、社会課題・地域課題の解決に向けた「公民共同エコシステムの構築」が新たな理念として追加されました。



図表：大阪スマートシティ戦略 ver.2.0 の概要

(出典) 大阪府「大阪スマートシティ戦略 ver.2.0 概要版」

2. 2 枚方市の情報化の現状

(1) 情報化計画の経緯

本市の情報化は、市税・住民記録等の基幹業務における一括システム処理（昭和 58 年度～）を端緒とします。その後、高度情報通信社会への急速な進展や情報機器の低廉化等を受け、『地域情報化計画(平成 9 年)』、『行政情報化計画(平成 11 年)』、『テレトピア計画(平成 12 年)』を策定しました。平成 14 年 3 月には、『枚方市地域情報化計画（e-ひらかたアクション・プラン）』を策定し、それまで個別の計画として推進してきた地域情報化と行政情報化を総合的に展開、平成 18 年の一部改訂を経て、市ホームページの開設、施設予約システムの提供開始、証明書自動発行機の導入、市内小中学校・支所等の公共施設を結ぶネットワークの整備、情報セキュリティポリシーの制定等を行ってきました。

その後、情報通信技術の進展を踏まえ、さらなる「市民への行政サービスの向上」と「行政事務の効率化」を実現するため、平成 23 年度からの 5 年間を計画期間とする『枚方市情報化基本計画』（以下、「前計画」という）を策定し、取り組みを進めてきました。

本計画（『第 2 次枚方市情報化計画』）では、平成 28 年度からの 4 年間を第 1 期、令和 2 年度からの 4 年間を第 2 期として、本市の総合計画および国の情報化戦略を踏まえ、市の課題解決を下支えする I C T 施策の方向性を整理し、推進を図ってきました。

策定年月	枚方市	国の指針・計画・戦略等
～平成 12 年	地域情報化計画、行政情報化計画、テレトピア計画	
平成 13 年		IT 基本法施行、e-Japan 戦略
平成 14 年	枚方市地域情報化計画 (e-ひらかたアクション・プラン)	
平成 15 年		e-Japan 戦略 II
平成 18 年	(計画の一部見直し)	IT 新改革戦略
平成 21 年		i-Japan 戦略 2015
平成 22 年		新たな情報通信技術戦略
平成 23 年	枚方市情報化基本計画	
平成 25 年	本計画	世界最先端 IT 国家創造宣言
平成 28 年	第 2 次枚方市情報化計画	官民データ活用推進基本法施行
平成 29 年		世界最先端 IT 国家創造宣言 ・官民データ活用推進基本計画 デジタル・ガバメント実行計画
平成 30 年	第 1 期	デジタル手続法成立 世界最先端デジタル国家創造宣言 ・官民データ活用推進基本計画
令和元年		(計画の一部見直し)
令和 2 年		・自治体デジタルトランスフォーメーション (DX) 推進計画
令和 3 年		・自治体 DX 推進手順書 ・デジタル社会形成基本法・標準化法施行 ・デジタル社会の実現に向けた重点計画
令和 4 年		・自治体 DX 推進計画 ・デジタル田園都市国家構想基本方針
令和 5 年		(計画の一部見直し)
令和 6 年		
令和 7 年以降	第 3 期	

図表：枚方市情報化計画の経緯概略

(2) 第2次枚方市情報化計画 第2期取り組みの結果

基本目標1：便利で豊かな暮らしを実現するスマートシティの推進

取り組み：行政サービスのデジタル化による市民等の利便性向上

主な実施施策 【所管部署】	<p>行政手続のデジタル化による市民サービスの向上【DX推進課】</p> <p>軽自動車税関係手続きの電子化への対応【市民税課】</p> <p>おくやみ手続き窓口の設置【地域サービス課】</p> <p>マイナンバーカードを用いた保険資格確認等の導入【医事課】</p> <p>I C Tによる図書館サービスの向上、(電子図書館の導入等)【中央図書館】</p> <p>スマートフォンを利用した新たな納付方法の導入【納税課、国民健康保険課】</p> <p>窓口でのキャッシュレス決済導入【市民室、文化生涯学習課、DX推進課】</p> <p>避難所の混雑状況の見える化【危機管理対策推進課】</p> <p>都市づくり情報DX推進事業【都市計画課】</p> <p>公衆無線LAN等導入及びポータルサイトの構築事業【企画課、DX推進課】</p> <p>遠隔窓口相談事業【健康福祉部】</p>
成 果	<p>汎用的電子申請システムの導入・利用促進やぴったりサービスによる利用可能手続きの拡充、軽自動車税関係手続きの電子化への対応など、行政手続きのオンライン化を進めてきました。さらに、北部リーフにおいて、相談・案内業務や申請手続き等を本庁舎や保健センターと連携するリモート対応について、試行実施しました。</p> <p>また、市税および保険料等を、スマートフォンアプリ等を利用し自宅にいながら納付できる仕組みや、証明発行手数料および施設使用料等の支払い窓口においてキャッシュレス決済端末を導入し、多様な支払方法の選択が可能な環境を構築しました。</p> <p>そのほか、避難所の開設・混雑状況がリアルタイムに反映される情報提供の仕組みや都市づくりに係る情報を一元化した情報収集コーナーを設置しました。</p> <p>公共施設で誰もが便利に情報を享受できる環境を提供するため、タッチパネル式のデジタルサイネージを導入するとともに、公衆無線LANを設置したうえ、多種多様な市民ニーズに応えるポータルサイトを構築しました。</p>
課 題	<p>行政手続きのオンライン化について、多様な申請への対応を進めているものの、年間申請件数が多く見込まれるオンライン化未対応の手続きについて、市民の利便性向上や業務効率化の観点もふまえ引き続き対応の検討を進める必要があります。また、窓口のワンストップ化や、リモート対応に関しては北部リーフでの試行結果を踏まえ、令和6年度にオープン予定である③街区の市民窓口や支所等での実施手法について検討を行う必要があります。また、ポータルサイトについては、より多くの市民の利用につながるよう、より関心の高い情報発信や利便性の向上、様々な広報媒体を用いた周知を図るとともに、導入したデジタルサイネージや公衆無線LAN等の利用状況、満足度の計測による改善の必要があります。</p>

取り組み：一人ひとりに行き届き、分かりやすい行政の推進

主な実施施策 【所管部署】	<p>LINEを活用したオンラインサービスの統合的な提供【DX推進課】</p> <p>保育ICTシステム導入【公立保育幼稚園課】</p> <p>留守家庭児童室ICTシステム導入【放課後子ども課】</p> <p>ひとり親相談LINE・ひとり親家庭応援ガイドシステム導入【子ども相談課】</p> <p>福祉サービス検索システム導入【健康福祉総合相談課】</p>
成 果	<p>LINEアプリ上に枚方市の公式アカウントを開設することで、幅広く周知したいお知らせや緊急情報の通知、各種サービスへ容易にアクセスできる仕組み作りを行いました。</p> <p>保育現場においては、登園管理や保護者との連絡帳機能、出欠・お迎え管理、保育日誌、保育計画等の帳票作成機能を有するシステムを導入しました。また、留守家庭児童会室にも同様のシステムを導入し、職員および保護者の負担軽減・利便性向上を進めました。スマートフォン等を利用して自分が対象となる支援制度を見つけることができる「ひとり親家庭応援ガイドシステム」や「福祉サービス検索システム」を導入しました。また、窓口へ来なくても相談員と相談できる「ひとり親相談LINE」を導入しました。</p>
課 題	<p>公式LINEは市の多種多様な事業についての情報発信を行うことから、各個人のニーズに即した情報提供の手法には改善の余地があります。</p> <p>また、スマートフォン等を活用した情報提供を進めていく一方で、情報機器の保有・使用に障壁のある人への対応についても、合わせて検討を進める必要があります。</p>
取り組み：子どもたちの生きる力を育む、情報化を通じた教育環境の充実	
主な実施施策 【所管部署】	<p>小中学校教育用ICT環境の整備【教育研修課】</p> <p>子どもの相談体制の充実について【子ども青少年政策課、子ども相談課】</p> <p>子ども見守りシステム導入【子ども青少年政策課】</p>
成 果	<p>小中学校においてタブレット型端末やICT支援員によるサポート体制を整備し、授業でのICT活用を進めました。</p> <p>また、タブレット型端末を活用し、子どもが日々の体調や気持ちを入力することで、先生が小さな変化をキャッチできるようにする機能と、友達のことや家族のことなど様々な悩みを相談できる機能を併せ持つアプリケーション「ぽーち」の導入と、子どもと家庭への支援を迅速化するため、支援に必要な情報を一元管理する「子ども見守りシステム」の導入を通じて、いじめや不登校等さまざまな子どもの課題を早期発見・早期解決できる環境整備を行いました。</p>
課 題	<p>教育現場におけるICT利活用にあたっては、教職員の負担軽減のため、校務のさらなる効率化に向けた取り組みについても進めていく必要があります。</p>

取り組み：オープンデータの活用等、多様な主体との協働を促進する情報化の推進	
主な実施施策 【所管部署】	(研究・検討のみ)
成 果	オープンデータ利活用について、大阪府主催のデータ利活用ワークショップや、大阪広域データ連携基盤（ORDEN）の市町村向け勉強会へ参加し、府下の動き等もふまえた検討や、新たなオープンデータを公開するなどの取り組みの拡充を実施しました。
課 題	本市のみが提供できるデータ、様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータ、リアルタイム性を有するデータのような利用ニーズの高いデータの公開促進や、既存の公開データについて機械判読性の強化に取り組んでいく必要があります。
取り組み：ICT／IoT を活用した都市機能の強化（防災、安心・安全等）	
主な実施施策 【所管部署】	避難行動要支援者名簿システムの導入【危機管理対策推進課】 公民連携によるスマート街路灯等の実験【政策推進課】
成 果	災害発生時の避難に特に支援を要する避難行動要支援者（要介護の高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等）の名簿管理をシステム化することにより、名簿の更新頻度を向上させ、平常時の地域防災活動や災害時の安否確認等における活用を進めました。 また、公民連携により、人流データを把握・解析できるネットワークカメラを搭載したスマート街路灯の設置など、IoT を活用した社会実験を実施しました。
課 題	本部と災害現場・避難所等との情報共有に改善を要するなど、さらなる危機管理機能の強化が望まれます。 また、ICT/IoT を活用した都市機能強化に向けては、地域の課題に応じて、様々なコンテンツを組み合わせた面的な展開が必要です。

基本目標2：情報化の取組みを支えるICT基盤の強化

取り組み：情報セキュリティ対策のさらなる強化

主な実施施策 【所管部署】	経常業務のため、個別施策なし
成 果	<p>標的型攻撃への対応訓練やセキュリティ研修の実施など人的な側面においてもセキュリティ向上を図るとともに、対策、運用の実効性確保のため、情報システムのセキュリティ監査等の取り組みを行ってきました。</p> <p>また、年に一度「枚方市情報セキュリティポリシー」の見直しを実施しており、多様化、高度化しているコンピューターウィルス等の脅威に対して、情報セキュリティ対策を継続して強化しています。</p>
課 題	<p>AIやクラウドサービス等、先進技術の活用に向けては、セキュリティ確保と業務効率化、利便性向上との両立が課題です。</p> <p>また、職員の業務効率化を図る取り組みを進めるうえでは、情報セキュリティ対策の徹底が必要となるため、研修や内部監査等を通じて、全職員が情報セキュリティ対策の重要性を理解し遵守する環境づくりが求められます。</p>

取り組み：ICT基盤の集約・効率化、安定稼働の確保

主な実施施策 【所管部署】	戸籍総合システムの再構築【市民課】 業務効率化のためのICT基盤整備【DX推進課】
成 果	<p>戸籍総合システムについて、システムを更改することで、引き続き安定的な運用を可能としました。</p> <p>ICT基盤整備として、職員の労働生産性の向上や業務効率化を進めるため、遠隔地とコミュニケーションの取れるテレビ会議システムの導入、移動先でも業務が行えるモバイルワークの実現、モバイル端末や無線環境などの整備を行いました。</p>
課 題	<p>ICT基盤の安定稼働を確保するために、クラウドサービス等の採用による一層の効率化について検討する必要があります。</p> <p>また、継続してサーバ機器等のさらなる集約化によるコスト縮減、ネットワーク管理運用負荷の軽減を図ることが求められます。</p>

取り組み：データセンタ／クラウドの活用推進

主な実施施策 【所管部署】	(研究・検討のみ)
成 果	他団体とのシステム共同利用について、大阪府下で複数自治体との検討を行うとともに、中核市長会で実施された自治体クラウド研究会へ参加し、中核市規模における住民情報系システムの共同化に向けた検討を進めてきました。
課 題	自治体規模の違いによる要求機能の差異等の問題から、実現への具体的な合意形成に至るまでに課題があります。 全国的に中核市規模における共同利用の実績は未だ乏しい状況ですが、システム標準化等の準備と並行して、将来的なシステムの共同利用に向けた体制を検討しておく必要があります。

基本目標3：スマート自治体へと転換を図るデジタル化の推進

取り組み：業務プロセス・システムの標準化・共同化（自治体クラウド等）の推進

主な実施施策 【所管部署】	情報システムの標準化・共通化【DX推進課、市民課、選挙管理委員会事務局、国民健康保険課、後期高齢者医療課、年金児童手当課、市民税課、長寿・介護保険課、母子保健課、障害企画課、障害支援課、生活福祉課、保育幼稚園入園課、学校支援課】
成 果	住民登録、税務など全国の自治体共通の事務で利用する情報システムは、各自治体が個別に構築・カスタマイズしてきたことにより、維持管理や制度改正などの対応に人的、財政的負担が生じており、様式などの差異が住民等の負担にもつながっています。これらの課題を解消し、市民の利便性向上と行政運営の効率化を図るため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の対象20業務について、令和7年度末までを目標に、国が定める標準仕様に適合したシステム移行の準備を行いました。
課 題	システム標準化に伴い、担当職員の操作方法や業務プロセスが大きく変わる場合があり、担当職員が新しいシステムに適応するのに時間を要する可能性があります。また、短期間でデジタル庁が定める標準システムへ移行を完了させなければならないため、引き続き、国や他自治体の動向を注視しつつ、施策を進めます。

取り組み：デジタル化による効率的で持続可能な行政事務の実現

主な実施施策 【所管部署】	<p>端末管理（シャットダウン）システムの導入【職員課】 I C Tを活用した業務効率化（A I – O C R、R P A）【DX推進課】 固定資産税課税システムと法務局電子データとの連携【資産税課】 建築行政データベースシステムの導入【開発調整課・審査指導課】</p>
成 果	<p>端末管理（シャットダウン）システムを導入することで、管理職員の労務マネジメント力の向上、時間外勤務の事前申請の徹底による長時間労働の縮減、健康障害の防止に努めました。</p> <p>I C Tを活用した業務効率化として、申請書の手書き文字をA I – O C Rにてデータ化を行い、さらにR P Aを用いて各業務システムへの自動入力を順次展開しました。</p> <p>固定資産税業務においては、法務局連携システムを導入し、法務局からの登記異動通知の電子化およびオンライン化に対応しました。</p> <p>建築行政データベースシステム導入については、建築基準法に基づき義務付けられている建築物台帳を電子化することで、指定確認検査機関の確認処分に係る報告受領業務、窓口における証明発行業務、データ検索による調査・集計業務や事故防止対策業務等の迅速化を実現し、市民サービスの向上を図りました。</p> <p>保育所申込業務では、電子申請フォームの質問に答えれば来庁予約と申請書作成が同時にできる仕組みを構築し、市民の待ち時間や窓口応対時間を削減しました。</p>
課 題	<p>デジタル化による効率的な行政事務に関する取り組みを推進するためには、継続して現行の業務プロセスやシステム、データ管理状況を全体的に把握し、業務の問題点を改善していく必要があります。</p> <p>また、クラウドサービスや業務自動化ツール、A I等を活用した職員の業務支援等の一層の効率化についても、導入に向け調査、検討が必要です。</p>

取り組み：施策立案・計画決定等を支援するデータ利活用（情報分析・見える化等）の推進

主な実施施策 【所管部署】	人流データ分析サービスの活用【企画課】
成 果	<p>人流データ分析ツールの積極的な利活用を促すほか、事業の効果検証等におけるデータ取得を促すことで、職員におけるE B P Mの意識醸成やデータ利活用スキルの向上に取り組みました。この分析サービスを契機として、他部署において、それぞれの取り組みにより合致した分析サービスの導入も行われていることから、人流データ分析の有用性を示す当初の目的を達成できたものと判断しています。</p> <p>国が定める「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」等を踏まえ、オープンデータの公開により地域の活性化に寄与するため、公共データをホームページ上で公開しました。統合型地図情報システム（G I S）については、庁内での利活用促進を継続して行っており、データ利活用に係る職員のリテラシ向上とともに、潜在的な利活用ニーズの深掘を進めました。</p>
課 題	<p>より効果的な政策を推進するためには、政策課題の把握や政策の効果検証において、より質の高いデータを利活用する必要があり、全庁業務の実績や進捗確認における有効なデータの収集に努めるとともに、引き続き、職員のデータ分析スキル向上を図っていきます。</p> <p>公共データを公開することで自治体の透明性が向上する一方で、公開するデータから個人情報の除外や、匿名化等の個人情報保護の徹底が引き続き求められるとともに、データを公開するだけではなく、そのデータがどのように活用されるかを考慮し、利用を促進する仕組みを検討する必要があります。統合型地図情報システム（G I S）については、データの正確性によってシステムの有用性が大きく左右されるため、引き続き、データの収集・更新を適切に実施します。</p>

第3章 基本目標

＜本章の内容＞

総合計画や国の情報化戦略等に示される諸課題に対応するため、3つの柱となる目標を示し、その実現に必要な取り組みを推進します。

3. 1 情報化の基本目標

本市の総合計画および国の情報化戦略等を受け、特に昨今では、制度や組織のあり方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められていることを踏まえ、本計画で目指す「情報化の基本目標」について、その位置づけや内容を一部見直し、以下のとおり設定します。

基本目標に基づく情報化の取り組みを推進することで、本市の総合計画に掲げられる各施策を効果的・効率的に推進し、目標達成を図ります。

**市の事業施策を効果的・効率的なものへ
めざすべき自治体DXの実現を見据えた情報化を推進**

【基本目標1】

あらゆる主体が便利さ・豊かさを享受できるデジタル社会の推進

【基本目標2】

安全で持続可能な情報化の取り組みを支えるICT基盤の強化

【基本目標3】

スマート自治体への転換に向けたデジタル・トランスフォーメーションの推進

【市の総合計画】

(情報化の課題認識と取り組みの方向性)

- ・電子自治体推進による行政サービス向上
- ・市政情報等の発信による地域課題等の共有
- ・個人情報漏洩・システム障害に対する情報セキュリティ対策の推進
- ・事務効率化による、持続可能な行政運営への寄与

【国の情報化戦略等】

- ・利用者中心の手続きオンライン化
- ・クラウド利用、デジタルデバイド対策、オープンデータの推進・官民データ活用の推進、情報システムの標準化・共通化、共同利用の推進
- ・紙からデジタルへ転換、AI・RPA等を活用し、スマート自治体を実現
- ・IoT等を活用したまちづくり、スマートシティの推進

図表：情報化の基本目標

3. 2 各目標の設定趣旨

(1) あらゆる主体が便利さ・豊かさを享受できるデジタル社会の推進

(概要)

あらゆる世代や、さまざまな状況に置かれている利用者の視点においても、利便性を感じられるような行政サービスのデジタル化を推進します。また、情報技術を活用することにより、市民が豊かに安全に暮らせる社会の実現に寄与します。

(目標設定の趣旨)

2020年に「第5世代移動通信システム（5G）」の提供が開始され、「高速大容量」「低遅延」「多数同時接続」が可能なネットワークが実現され、生活、経済、社会基盤における普及展開が期待されています。また、新型コロナウイルス感染症の流行に端を発し、デジタルを活用した非接触、非対面型のサービス提供が求められるようになりました。今後も、各種サービスや業務の自動化、省力化、効率化の観点からこうした傾向が続くとみられ、新型コロナウイルス感染症に関する各種制限の緩和に伴い、多様な業種におけるデジタル技術のさらなる活用も見込まれます。

このような社会的背景をふまえ、市民生活の質の向上や利便性の向上を図るため、行政の相談や手続きの遠隔対応や、電子申請の拡充など、行政サービスのデジタル化を推進します。なお、デジタル化の推進については、地理的制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的事情に関わらず、誰もが等しく行政サービスを享受できるよう、わかりやすく市民目線で取り組む必要があります。

また、産官学等の保有するオープンデータやICT、IoT技術を、公民連携等を通じた柔軟性と多様性の視点から効果的に活用することで、地域課題の解決や新たな価値を創造するなど、スマートシティの実現に向けて取り組む必要があります。

情報技術を積極的に活用することにより、出産、子育て、就学から医療、健康増進などライフステージの変遷に即した支援体制の充実や、災害時の対応、犯罪や交通事故防止の取り組みの強化などを通して安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

以上の課題に対し、デジタル技術を活用して行政サービス、都市機能を強化し、市民生活の質的向上を図るため、目標として設定します。

（2）安全で持続可能な情報化の取り組みを支えるＩＣＴ基盤の強化

（概要）

情報化の取り組みを支える機器・通信ネットワーク等のＩＣＴ基盤について、ＳaaS、ＰaaS、ＩaaS等のクラウドサービスを活用することで、安定的な基盤確保や費用の最適化を図ります。また、業務の円滑化を目的として、他の公的機関との情報連携基盤の整備について検討を進めます。こうした情報システムの多様化にともない、さまざまなセキュリティ脅威も懸念されることから、さらなるセキュリティ対策の強化を推進します。

（目標設定の趣旨）

情報化の取り組みを下支えするＩＣＴ基盤については、大型のホストコンピュータに始まり、低廉、小型で特定メーカーに依存しない機器（オープンシステム）の普及を経て、機器の仮想化技術により再び集約化が進められ、近年では大規模なデータセンタから通信経由で仮想化されたコンピュータ資源を提供するクラウドサービスが規模を拡大しつつあるなど、技術革新やデジタル市場の潮流の変化とともに最適化が進められてきました。

本市においては、端末環境の仮想化や庁内システムの統合的な仮想基盤の構築により、効率的かつ安定的な運用管理環境と運用コストの低廉化を実現してきました。一方で、多くの庁内システムはオンプレミス環境での利用に留まっており、昨今の目覚ましい発展を遂げるＳaaS、ＰaaS、ＩaaS等のクラウドサービスへの本格的な移行、活用により、柔軟性や安全性、可用性の高いＩＴインフラの確保が望まれています。

また、国や他自治体などの行政機関、準公共サービス等との情報連携を推進することにより、一元的な公共サービスを、円滑に提供することが可能な仕組みづくりが求められています。

上述のような先進的で利便性の高いサービスの導入や、シームレスなデータ連携基盤の取り組みを下支えするものとして、情報セキュリティ対策の強化が不可欠です。デジタル技術の進歩にともない、サイバー攻撃等の脅威についても高度化、多様化が続いている。個人情報等の重要な情報を取り扱う主体として、人的、技術的、物理的観点からセキュリティ対策の強化を図る必要があります。

以上の課題に対し、本市においては、全庁的な研修の実施やセキュリティポリシーの改訂などの取り組みを進めてきましたが、さらなる情報化の推進に向けた一層の対策強化を進めるものとして、目標を設定します。

（3）スマート自治体への転換に向けたデジタル・トランスフォーメーションの推進

（概要）

生産年齢人口のさらなる減少が見込まれるなかで、行政事務の効率化を進め、捻出された人材、財源を活用した行政サービスの充実が求められています。業務システムの標準化、共同化の実施により、高いサービスレベルを維持するとともに、運用効率化やコスト適正化を図ります。また、行政事務におけるAI・デジタル技術の導入について、デジタル人材の確保、育成や既存の業務プロセス全体の見直しも進めることで、持続可能な業務効率化を図ります。

（目標設定の趣旨）

生産年齢人口は依然として減少傾向にあり、こうした傾向は今後も継続することが見込まれています。経営資源を有効活用し満足度の高い行政サービスを提供し続けるには、対外的な仕組みだけでなく、内部的な業務環境、業務プロセスにおいてもデジタル技術を活用し、自治体全体としてのデジタル・トランスフォーメーションを推進する必要があります。これまでにもデータ処理や書類作成、労務管理業務の効率化などに取り組んできましたが、それぞれの業務の包括的な見直し・改善を前提としたAI・デジタル技術の活用を推進します。

令和7年度末までに、住民記録、地方税、福祉などの主要20業務における情報システムを、国の定める標準仕様に準拠するよう転換し、維持管理の負担軽減を図ります。また、前述の業務に限らず、情報システムの他自治体との共同利用による、コスト適正化や運用効率化を図ります。

行政事務におけるAI・デジタル技術の活用については、業務の効率化に貢献できる場面において積極的に取り入れていくとともに、利用する職員の情報技術に関するスキルにとらわれない、柔軟で継続的に運用できる仕組みづくりを進めていきます。

また、持続的な業務体制の整備の一環として、デジタル人材の確保、育成のための取り組みを進めていきます。

さらに、政策課題の把握や政策の効果検証においてデータの利活用を推進することで、政策分析精度の向上を図り、効果的な政策立案に寄与します。

以上の考え方に基づき、業務システムの標準化による運用管理コストの低減や、AI等の導入による業務効率化、データ利活用を推進することで、個々の職員が市民対応等の業務に注力できる環境を整備し、「スマート自治体」への転換を図るため、目標として設定します。

第4章 期別取り組み（第3期）

＜本章の内容＞

前章の基本目標を受け、第3期（令和6年度から4年間）
に取り組む情報化の方向性を示します。

4. 1 第3期 取り組みの構成

「基本目標」の実現のため、各目標における第3期（令和6年度からの4年間）の取り組みについて、下表のとおり設定を行いました。

基本目標	第3期の取り組み
あらゆる主体が便利さ・豊かさを享受できるデジタル社会の推進	市民目線での利便性向上を目指す 行政手続きのデジタル化 誰一人取り残されない、みんなにやさしい行政の推進 デジタル技術を活用した子育て・教育環境の充実 官民協働や地域課題の解決を目指す スマートシティの取り組みの推進 市民の安全・安心な暮らしを守る情報技術の活用
安全で持続可能な情報化の取り組みを支えるICT基盤の強化	デジタル化を見据えた情報セキュリティ対策の推進 円滑な業務に資する情報連携基盤の整備 ICT基盤の集約・効率化、安定稼働の確保 SaaS、PaaS、IaaS等 クラウドサービスの活用促進
スマート自治体への転換に向けたデジタル・トランスフォームーションの推進	業務システム標準化・共同化の実施 AI・ICTを活用した柔軟で持続可能な業務プロセスの効率化 施策立案・計画決定等に寄与する データ利活用の推進

図表：第3期の取り組みの構成

4. 2 第3期 取り組みの詳細

（1）『あらゆる主体が便利さ・豊かさを享受できるデジタル社会の推進』における取り組み

取組1－1 市民目線での利便性向上を目指す行政手続きのデジタル化	
設定の背景	<p>第2期の取り組みにおいては、電子申請システムの導入・利用促進、窓口におけるキャッシュレス決済の導入やマイナンバーカードを用いた保険資格確認等の導入などの施策を実施してきました。</p> <p>この間、国の戦略等においては、「デジタル田園都市国家構想基本方針」が策定され、マイナンバーカードが持つ本人確認・認証機能を徹底的に利活用するなど、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大について示されました。</p>
施策の方向性	<p>公的個人認証サービスを用いたオンライン手続きのさらなる拡充や、市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用を進めます。また、書面・対面の行政手続きについても既存のルールや慣行、業務プロセスを見直し、電子申請システムや遠隔窓口システム等を柔軟に組み込み、オンライン完結が可能な仕組みづくりを進めます。</p> <p>これらの施策においては、単に電子化することにとらわれず、利用者目線での利便性向上を第一とする「サービスデザイン思考」により対応していきます。</p>
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口にとらわれない行政サービス提供による市民利便性の向上 ・窓口来庁時の待ち時間短縮、手続きの省力化 ・マイナンバーカードの活用による、円滑な行政手続きの実現
関連する 法令・制度・指針等	<p>【自治体DX推進計画】</p> <p>自治体DXの重点取組事項（マイナンバーカードの普及促進）</p> <p>自治体DXの重点取組事項（自治体の行政手続のオンライン化）</p> <p>【デジタル田園都市国家構想基本方針】</p>

取組1－2 誰一人取り残さない、みんなにやさしい行政の推進	
設定の背景	<p>これまで行政手続きのデジタル化やインターネット、SNSを活用したさまざまな行政サービスに係る情報発信の基盤づくりを進めてきました。一方で、パソコン、スマートフォン等の情報機器の利用が困難な市民等が、変わらず情報やサービスを享受できる対策を講じる必要があります。</p>

施策の方向性	<p>また、主要施設における専用ポータルサイトやポータルサイト閲覧のためのフリーWi-Fi、窓口への来庁者に関する情報を発信するデジタルサイネージを整備するなど、それが関心度の高い情報へ容易に負担なくアクセスできる環境を構築します。</p> <p>「書かない」「待たない」「回らない」窓口の実現を目的として、窓口 DXaaS の導入や、遠隔窓口システムを利用した申請受付、相談対応、ワンストップ化等によるフロントヤード、バックヤード双方の改革を推進します。</p> <p>地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、環境整備に努めます。</p>
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きに要する市民や事業者の負担低減 ・誰もが簡単に必要とする情報へアクセスできる環境の実現
関連する法令・制度・指針等	<p>【デジタル社会の実現に向けた重点計画】 国民に対する行政サービスのデジタル化 【自治体 DX 推進手順書】 自治体 DX の取組みとあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組み（デジタルデバイド対策）</p>

取組 1 – 3	デジタル技術を活用した子育て・教育環境の充実
設定の背景	<p>国は平成 29 年 12 月に「平成 30 年度以降の学校における I C T 環境の整備方針について」を通知し、新しい学習指導要領の実施に向けた I C T 環境の必要性や、具体的な整備の方向性を示しました。</p> <p>令和元年 6 月には「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、同法の規定に基づき策定された「学校教育情報化推進計画」（令和 4 年 12 月文部科学省）においては、I C T を活用した児童生徒の資質・能力の向上や校務の効率化、I C T 活用のための環境整備などが掲げられています。</p> <p>本市では、教育の I C T 環境整備として、小中学校へのタブレット型端末や教育コンテンツ等の整備、子どもの課題の早期発見・解決につなげるアプリケーションの活用等に取り組んできました。また、子育て分野においては、保育現場への I C T システムや手続きガイドシステムの導入により、保護者に寄り添う情報の充実化と利便性向上を図りました。</p>
施策の方向性	<p>タブレット型端末について、5 年毎の更新にあたり次期端末の仕様を決定して安全かつ円滑に切替え、さらなる利活用により個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させます。また、校務の情報化においては、次世代の校務支援システムへの移行を検討し、学習系・校務系ネットワークの統合、ダッシュボード実装等の基盤整備に取り組み、校務のデジタル化・標準化を推進します。</p>

期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・校務へのデジタルの活用による、教職員の負担軽減と保護者の利便性向上 ・子どもたちの情報活用能力の育成等、教育の質の向上
関連する 法令・制度・指針等	<p>【デジタル社会の実現に向けた重点計画】 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化 【その他】 学校教育情報化推進計画（令和4年12月文部科学省）</p>

取組1－4 官民協働や地域課題の解決を目指すスマートシティの取り組みの推進	
設定の背景	<p>総合計画では、市民、市民団体、事業者などのあらゆる主体がまちづくりの担い手となり、互いに連携していく必要があるとし、まちづくりの推進を支える施策として「市民との情報の共有化」を掲げ、ＩＣＴの役割を位置付けています。</p> <p>国の情報化戦略においては、データを新たな資源として利活用していくことが戦略の柱となっており、平成29年には内閣官房が「オープンデータ基本指針」を決定、地方公共団体においても、「自治体DX推進計画」においてその保有する公共データの積極的な公開が示されています。</p> <p>本市では、平成27年度からオープンデータの公開を開始し、その後アイデアコンテストの開催によるデータ公開ニーズの把握等、市民等と協働した取り組みを進めてきました。また、市の管理する道路等の不具合について、スマートフォン等で市民からの通報を受け付けるサービスの試行実施や公開データの拡充等の取り組みを行ってきました。</p>
施策の方向性	<p>情報伝達の即時性や双方向コミュニケーション等が可能なＩＣＴの特性を活かした、市民等との効率的な情報発信・共有に取り組みます。</p> <p>また、都市づくり情報を集約した公開型ＧＩＳの構築、市の保有する情報のオープンデータ化の一層の推進等、産官学等のさらなる協働を図ります。</p> <p>スマートシティの実現に向けては、モビリティなど様々な分野における最新のデジタル技術を活用したスマートサービスについて、新たなまちづくりが進む枚方市駅周辺での導入の可能性について検討するとともに、事業者等との連携による持続可能なサービス提供の仕組みについても検討します。</p>
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報の効果的な発信による行政の透明性・信頼性の向上 ・オープンデータの活用やスマートシティの取り組みを通じた住民や事業者と連携した地域課題の解決、行政事務の効率化、新たなサービスの創出
関連する 法令・制度・指針等	<p>【自治体DX推進計画】 各団体において必要に応じ実施を検討する取組 (オープンデータの推進・官民データ活用の推進)</p>

取組1－5 市民の安全・安心な暮らしを守る情報技術の活用	
設定の背景	<p>本計画第2期においては、災害発生時の避難行動要支援者名簿の管理をシステム化するなど、防災対策の強化に取り組んできました。都市機能の強化の観点から、様々な分野における先進技術の活用を引き続き進めていく必要があります。</p> <p>また、その他の部門や健康、医療、介護などの準公共サービスにおいても、個人の健康増進や事務効率化、効果的なサービスの提供を継続するうえでデジタル技術の活用が不可欠です。</p>
施策の方向性	<p>防災分野においては、災害時の適切かつ迅速な支援体制をさらに強化するため、備蓄の在庫・運搬管理を行うシステムの導入に向けて取り組みます。</p> <p>また、誰もが抵抗なく利用できるような、チャットツールを活用した人権相談の体制を構築するなど、住民生活の質の向上に努めます。</p>
期待する効果	<ul style="list-style-type: none">・情報技術の活用による防災計画の充実および災害対応の円滑化・誰もが安心して利用できる行政サービスの質的向上
関連する 法令・制度・指針等	<p>【デジタル社会の実現に向けた重点計画】</p> <p>安全・安心で便利な暮らしのデジタル化</p>

(2) 『安全で持続可能な情報化の取り組みを支えるＩＣＴ基盤の強化』における取り組み

取組2－1 デジタル化を見据えた情報セキュリティ対策の推進	
設定の背景	<p>標的型攻撃やランサムウェア等、巧妙な攻撃手法が台頭し、情報セキュリティの脅威は進化し続けています。加えてAIやクラウドサービスの進展等、ICTがその役割を拡大する中で、新たな技術を安全・安心に活用していくには、多角的な視野からリスクを評価し、必要なセキュリティ対策を施す必要があります。</p> <p>本計画第2期においては、研修・訓練などの経常的なセキュリティ対策を実施したほか、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう新たな技術の活用や、情報セキュリティをとりまく情勢の変化に対応する情報セキュリティポリシーの改訂を行ってきました。</p>
施策の方向性	<p>クラウドサービス、AI等の今後の導入・活用と合わせて、EDR（Endpoint Detection and Response）のような万一の侵害時に即応可能な仕組みの導入やネットワーク環境の見直しなど、必要となるセキュリティ対策を検討します。また、継続したセキュリティ確保のため、「物理的対策」「技術的対策」のほか、情報セキュリティ監査や訓練、研修等の「人的対策」を実施します。</p>
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ対策による、個人情報等の重要な情報の保護の強化 ・本市職員等における高いセキュリティ意識の醸成 ・市民等が安心して利用できるシステムの環境整備
関連する 法令・制度・指針等	<p>【デジタル社会の実現に向けた重点計画】 デジタル社会を支えるシステム・技術 【自治体DX推進計画】 重点取組事項（セキュリティ対策の徹底）</p>

取組2－2 円滑な業務に資する情報連携基盤の整備	
設定の背景	<p>令和4年6月に「デジタル田園都市国家構想基本方針」が策定され、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」のビジョンを実現するための取り組みとして、国・地方・準公共・企業間におけるサービス利活用を促進するためのデータ連携基盤の構築が挙げられています。</p> <p>府は「大阪スマートシティ戦略ver.2.0」にて、府域全域へのスマートシティの展開をめざす取り組みとして「大阪広域データ連携基盤（ORDEN）」を構築し、活用を進めているところです。</p>
施策の方向性	多様な主体とシームレスな情報連携が可能な基盤の活用を検討します。
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・国や自治体等の間での情報連携による市民の利便性向上 ・関連業務との連携による円滑な行政事務の実現

関連する 法令・制度・指針等	<p>【デジタル田園都市国家構想基本方針】</p> <p>構想実現に向けた取組方針（データ連携基盤の構築）</p> <p>【大阪スマートシティ戦略】</p>
-------------------	--

取組2－3	I C T 基盤の集約・効率化、安定稼働の確保
設定の背景	<p>本市では、職員一人一台への端末配備や通信ネットワークなど情報システムの利用を支える基盤の整備を進めてきました。</p> <p>本計画第2期の取り組みにおいては、情報セキュリティ対策の実施と合わせ、リソースの柔軟な活用と安定的な稼働を行うため、仮想基盤の構成を見直しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、自宅等の遠隔地においても柔軟な業務対応が不可欠となったことを受け、モバイルワーク端末やWeb会議システム等の環境基盤の整備を行いました。</p> <p>また本市では、災害等の非常時における情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）を運用しており、今後も継続して環境整備を行っていく必要があります。</p>
施策の方向性	管理運用のさらなる効率化と安定化のため、仮想基盤を活用したサーバ機器のさらなる集約化を図ります。職員の利用する端末を軽量化・無線化し、容易に持ち運び可能とするなど、柔軟で機動性の高い執務環境を整備します。
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ機器等のさらなる集約化によるコスト縮減、職員管理負荷の軽減 ・非常時を含む、情報システムの安定稼働の確保 ・フレキシブルな業務環境の整備による職員の生産性向上
関連する 法令・制度・指針等	<p>【自治体 DX 推進計画】</p> <p>重点取組事項（テレワークの導入）</p>

取組2－4 SaaS、PaaS、IaaS等クラウドサービスの活用促進	
設定の背景	<p>ITインフラやソフトウェアの開発環境等を提供するクラウドサービスは、事業環境の変化に柔軟に対応でき、最新技術の導入が容易である、府外の堅牢なデータセンタにハードウェアが設置されることから一定の対災害性が見込める等の理由から、需要が高まりつつあります。</p> <p>地方公共団体においても、住民記録や税情報などの基幹システム等の構築が可能なシステム基盤として、デジタル庁がガバメントクラウドの整備を進めているなどクラウドサービスの利用拡大が進みつつあります。クラウドサービスを活用することにより、運用コスト削減、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、容易なデータ移行およびデータ連携、運用管理の負担が軽減できるとされています。</p>
施策の方向性	取り組み3－1に掲げる標準準拠システムへの移行について、ガバメントクラウド上への構築による運用コストの適正化に努めます。そのほか、クラウドサービスを活用した効率的な業務運用について検討します。
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ等のITインフラ運用経費の適正化 ・職員の運用管理負担の低減 ・クラウド事業者の提供する新技術・サービスの活用
関連する法令・制度・指針等	<p>【デジタル社会の実現に向けた重点計画】 デジタル社会を支えるシステム・技術</p>

（3）『スマート自治体への転換に向けたデジタル・トランスフォーメーションの推進』における取り組み

取組3－1 業務システム標準化・共同化の実施	
設定の背景	<p>令和3年9月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、地方公共団体が利用する対象20業務の基幹業務系システムについて、すべての地方公共団体が、令和7年度末までに、国の提示する標準化基準に準拠したシステムへ移行することとなりました。標準準拠システムへの移行により、システム運用コストの適正化と全国一律的な施策が迅速に実行可能となるなど行政サービスの向上が見込まれます。本市においては、国が示す標準仕様と従来のシステムとの差異分析を実施するなど、移行に向けた取り組みを進めてきました。</p> <p>また、府の策定する「大阪スマートシティ戦略 ver.2.0」においては、市町村DX支援としてシステム共同調達が実施され、電子申請システムや電子契約の共同調達により、スケールメリットを効かせたシステムの低廉化を実現してきました。</p>
施策の方向性	<p>基幹業務系システムの標準化に関しては、令和7年度末までにすべての対象業務が滞りなく標準準拠システムへ移行できるよう、業務部門と情報部門が連携し、現行の業務運用の見直しも含め進めていきます。</p> <p>その他システムの共同化については、費用対効果や本市の運用体制への適合性などを見極めたうえで、AI議事録作成システム等の高い導入効果が見込めるシステムについて、共同化による導入を実施します。</p>
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> システムに係るコスト縮減、職員管理負荷の軽減
関連する 法令・制度・指針等	<p>【自治体DX推進計画】 重点取組事項（セキュリティ対策の徹底） 【地方公共団体情報システムの標準化に関する法律】 【大阪府スマートシティ戦略 ver.2.0】</p>

取組3－2	A I・I C Tを活用した柔軟で持続可能な業務プロセスの効率化
設定の背景	<p>生産年齢人口の減少により適切な人的資源の活用が望まれるなか、本計画第2期の取り組みにおいては、A I－O C RやR P A等を導入し、データ入力業務の省力化を実施してきました。</p> <p>「自治体 DX 推進計画」においては、「自治体の AI・RPA の利用推進」が重点取組項目として設定されており、定型的な業務において、A I 技術の活用により業務効率化を進めていくことが求められています。また、A I・R P Aの利用推進にあたっては、既存の業務プロセスを前提とするのではなく、業務そのものの必要性の検討や業務プロセスの徹底した見直しを行った上で、A I・R P Aを導入することが重要であると示されています。</p> <p>情報技術の活用を進めてくうえでは、ノウハウが属人化し継続的な運用に支障をきたすことのないよう、職員全体の意識の醸成、スキル向上のための研修制度の充実や、誰もが利用しやすいデジタルツールの選定を行うなどの対応が求められます。</p>
施策の方向性	<p>行政事務のさらなる効率化を進めるため、A I－O C RおよびR P Aについて、利用業務の拡充を推進します。また、専門的な知識・技術を持たなくとも手軽にツールの作成が可能なノーコード・ローコードツールの導入について検討します。</p> <p>これらの取り組みについて、部分的、限定的な活用に留まることのないよう、デジタルや業務の効率化に関する職員のスキル向上と合わせて、既存の業務の抜本的かつ体系的な見直しを行うこととします。</p>
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> 事務作業の自動化による職員の業務省力化と市民サービスの質向上 A I 等活用による高度で正確性の高い事務処理の実現
関連する 法令・制度・指針等	<p>【自治体 DX 推進計画】</p> <p>重点取組事項（自治体の AI・RPA の利用推進）</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体における RPA 導入ガイドブック（令和3年1月総務省） 自治体における AI 活用・導入ガイドブック（令和4年6月総務省）

取組3－3 施策立案・計画決定等に寄与するデータ利活用の推進	
設定の背景	<p>平成28年度に住居表示地図等の情報を連携し、分析等の処理が可能なシステムとして、統合型地図情報システム（G I S）を導入しました。このシステムの活用により、高齢者等居住区域の年齢分布を反映した施策の検討や、地図上への情報可視化による事務の効率化など、最適な施策立案への支援を進めてきました。</p> <p>こうした施策立案等へのデータ利活用について、総務省は令和元年5月に「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」を策定・公表しており、その中で地方公共団体におけるデータ利活用の意義・必要性について、政策分析精度の向上、住民サービスの向上、行政職員の生産性向上の3点を示しています。また、内閣官房は令和3年6月に「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」（令和6年3月現在、デジタル庁にて分掌）を策定しました。</p> <p>本市においても、人流データ分析サービスの積極的な活用の検討を進めてきました。</p>
施策の方向性	データに基づいた精緻な現状把握や課題分析に役立てるため、データや証憑などに基づく政策立案・評価（E B P M）について、本市におけるデータの利用目的・条件等を整理・検討のうえ、分析基盤の整備等の対応について取り組みを進めます。
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な情報の分析や可視化による、施策立案・計画決定等の支援 ・精緻な現状把握による将来課題に則した細やかなサービス提供の実現 ・情報分析等に係る職員業務の効率化
関連する 法令・制度・指針等	<p>【自治体DX推進計画】 各団体において必要に応じ実施を検討する取組 (オープンデータの推進・官民データ活用の推進)</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック (令和元年5月 総務省情報流通行政局) ・地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン (令和3年6月15日 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室)

第5章 計画の推進のために

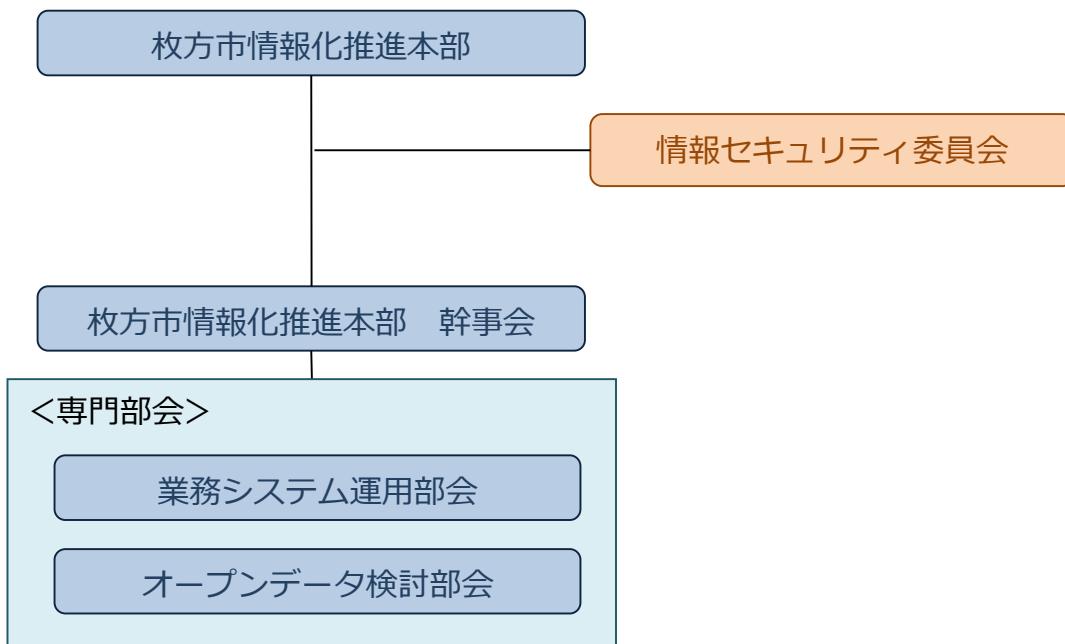
＜本章の内容＞

計画の推進を支えるための体制や、基本的な視点を示し、またその具体化するものとして策定・運用している情報分野の関連計画等について示します。

5. 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、全庁的な視点において効果的・効率的な施策を実現するため、市長を本部長とする枚方市情報化推進本部を設置し、全庁横断的な体制による審議等を行います。特定事項に関する調査・審議等については、適宜、専門部会を設置して行います。令和4年度には、DXを全庁横断的に効果的な推進体制を構築するため、情報化推進本部の下に施策の調査、検討を行うDX推進プロジェクトチームを新たに設置しました。

また、枚方市情報化推進本部に送付すべき情報セキュリティの推進に関する案件について、事前に検討・調整を行い、また、情報セキュリティポリシーの遵守状況の把握・促進を行うため、情報セキュリティ委員会を設置しています。



図表：計画の推進体制

また、本市におけるデジタル・トランスフォーメーションを推進し、スマート自治体の実現を図ることを目的として、データ及びデジタル技術の活用による市民サービスの向上、業務の効率化その他の総務省が定める自治体DX推進計画に基づく本市の取り組みの推進に関する助言を行う「枚方市デジタル・トランスフォーメーションフェロー」を令和3年度に設置しました。

5. 2 組織的な計画推進のために

基本目標の達成のため、以下に示す基本的な視点のもと、組織的に計画の推進を図ります。

計画推進における基本的な視点

① 施策の点検・評価

- ・予算化プロセスにおける情報化施策事前評価の実施
- ・全体最適化を視野にした情報化投資
- ・システムライフサイクルに基づく、計画的なシステム最適化の実施

② 組織体制

- ・本計画に基づく業務システムの導入・運用体制や情報セキュリティ管理体制の確立
- ・庁外の専門家も含めた知見の投入や支援体制の確立
- ・制度改正に正確、漏れなく対応する情報共有・対応体制の整備

③ 安全、適正なシステム開発・運用

- ・情報セキュリティポリシーに基づく各対策の実施、運用
- ・年齢や障害の有無に関わらず、誰しもが支障なくシステムを利用可能とする
アクセシビリティの確保

④ 人材育成（情報スキル）とスキル継承

- ・職員における情報スキル向上に資する計画的、継続的な研修等の実施
- ・システム調達、システム運用業務の標準化によるノウハウの蓄積
- ・民間ＩＴ人材の登用、内部デジタル人材の育成の推進

図表：計画推進における基本的な視点

5. 3 情報分野における関連計画等

本市では、下表のとおり情報分野の計画やガイドライン等を策定しており、前述の基本的な視点に対応して取り組みを具体化しています。

今後とも必要に応じて、各計画等の見直しを含め、適切に運用を行っていきます。

計画等の名称	概要説明	対応する視点			
		①	②	③	④
第2次枚方市 情報化計画	[本書] 情報化施策策定・推進の基本的な方針や考え方を示したもの	○	○	○	○
	個々の情報化施策の内容を表したもの				
アクセシビリティガイドライン	本市の情報システム等について、障害の有無、老若の別にかかわらず操作環境の改善について効果的かつ継続的な向上を図るための指針			○	
情報スキル向上計画	職員に求められる情報スキルを定義し、その向上のための取り組み方針を示したもの				○
枚方市情報セキュリティポリシー	情報資産の保護や、情報システムの安全性、信頼性の確保のため、情報セキュリティ対策の基本的な事項を定めたもの	○	○		
	「枚方市情報セキュリティポリシー」に基づき、各システムの運用手順を定めたもの				
枚方市情報システム部門の 業務継続計画（ICT-BCP）	情報システム部門の業務継続計画として、災害発生後の非常時優先業務に必要な情報システム等の復旧作業について示したもの			○	
枚方市オープンデータ推進に 関するガイドライン	公的情報の積極的な公開等、オープンデータ推進の基本原則を示すとともに、対象範囲や公開ルール等を定めたもの			○	○

- ① 施策の点検・評価
- ② 組織体制
- ③ 安全、適正なシステム開発・運用
- ④ 人材育成（情報スキル）とスキル継承

図表：情報分野における関連計画一覧

補足説明

i 用語集

用語	説明	掲載ページ
オープンシステム	仕様が公開されている汎用性のある機種やOSで動くシステムのこと。	P28
オープンデータ	次節、「個別の制度・技術等についての解説（3）」のとおり。	P19,24,26 他
仮想化	機器のリソース（CPU、メモリ、ディスク）を、物理的な構成にとらわれずに、論理的に統合・分割すること。これにより、物理機器の余剰リソースを有効活用することが可能となる。	P28
クラウド（クラウドコンピューティング）	次節、「個別の制度・技術等についての解説（2）」のとおり。	P20,21,22 他
（システムの）ライフサイクル	情報システムが製造・販売され、販売終了・保守サポートが終了するまでのサイクルのこと。 情報システムにおける機器・ソフトウェアの場合は、販売開始から概ね5～6年で保守サポートが終了となることが多い。	P44
自治体クラウド	複数の地方公共団体の情報システムをクラウド上で集約・共同利用するものを指す。	P21,22
政府CIO (Chief Information Officer の略)	組織における情報戦略を考え、実現する責任者のこと。米国など主要先進国では、政府全体の責任者として「政府CIO」を設置。	P7
地図情報システム（GIS） (GIS=Geographic Information System の略)	位置情報を含むデータ（地理空間情報）の地理的な把握または分析を可能とするため、電子地図上で処理する情報システムのこと。カーナビゲーションシステムなどにも利用される。	P24,41
マイナンバー（個人番号）	次節、「個別の制度・技術等についての解説（1）」のとおり。	P17,32

用語	説明	掲載ページ
E B P M (Evidence Based Policy Making の略)	データや証憑などに基づく政策立案・評価のこと。勘や経験だけに頼るのではなく、政策の目的や効果と重要な関連がある情報を確認することで、政策の妥当性や継続的な改善を可能とする手法。	P24,41
I C T (Information Communication Technology の略)	情報通信技術のこと。 IT (Information Technology : 情報技術) とほぼ同義。	P2,3,4 他
I o T (Internet of Things の略)	次節、「個別の制度・技術等についての解説（4）」のとおり。	P14,19,26 他
S N S (ソーシャルネットワーキングサービス : Social Networking Service の略)	友人・知人とのコミュニケーションや、趣味・嗜好・地域間の交流、企業・自治体の情報展開をオンラインで実現する、コミュニティ型のインターネットサービス。本市ではX（旧Twitter）等を利用している。	P32
I a a S (Infrastructure as a Service の略)	次節、「個別の制度・技術等についての解説（2）」のとおり。	P28,31,38
P a a S (Platform as a Service の略)	次節、「個別の制度・技術等についての解説（2）」のとおり。	P28,31,38
S a a S (Software as a Service の略)	次節、「個別の制度・技術等についての解説（2）」のとおり。	P28,31,33,38
D X (デジタル・トランスフォーメーション)	デジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより充実したものとなるよう変革すること。	P4,7,11 他
システム標準化	次節、「個別の制度・技術等についての解説（6）」のとおり。	P21,22,32 他
スマートシティ	次節、「個別の制度・技術等についての解説（7）」のとおり。	P14,17,26 他
スマート自治体	次節、「個別の制度・技術等についての解説（7）」のとおり。	P22,26,27 他

用語	説明	掲載ページ
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。	P26,33
E D R (Endpoint Detection and Response の略)	企業や組織内のネットワークに接続された機器(エンドポイント)に侵入したマルウェア等のサイバー攻撃を検出し、通知するシステムのこと。	P36
ガバメントクラウド	次節、「個別の制度・技術等についての解説(3)」のとおり。	P38

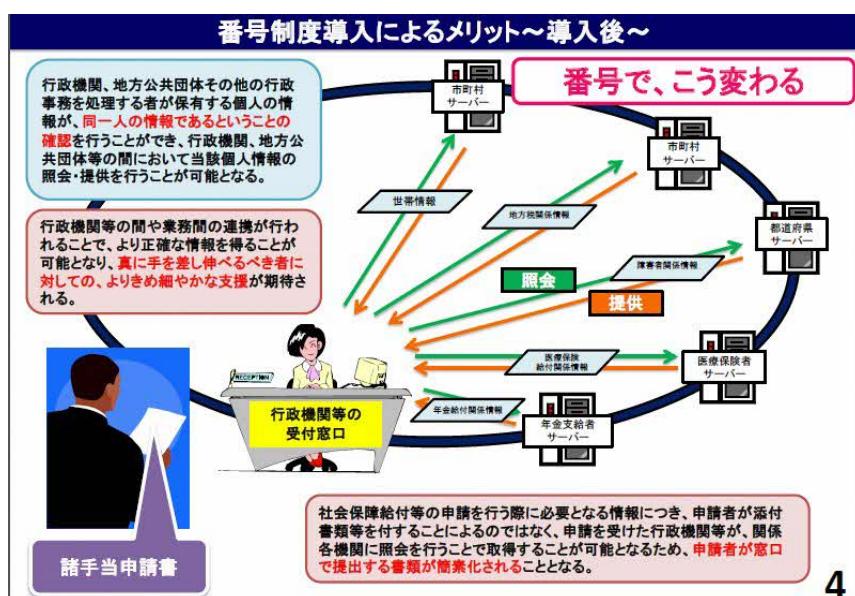
ii 個別の制度・技術等についての解説

(1) 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）に基づく制度です。

この制度は、住民票を有する全ての方に固有の番号（マイナンバー）を付して、社会保障や税、災害対策の各分野において、国の行政機関や地方公共団体で保有する個人情報とマイナンバーとを紐付けて管理し、複数の機関等に存在する情報の連携を実現することで、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤となる制度です。

国では、世界最先端IT国家創造宣言に基づき、マイナンバー制度を活用し、各ライフィベントに応じた申請手続きの電子化・ワンストップ化等、新たなIT利活用環境の整備に向けて、対面・書面原則を転換し、電磁的処理及び情報の高度な流通性の確保等を基本原則とし、IT利活用を最大限に推進できるような制度への見直しに向け、必要な法制上の措置等を検討するとしています。



図表：番号制度導入によるメリット

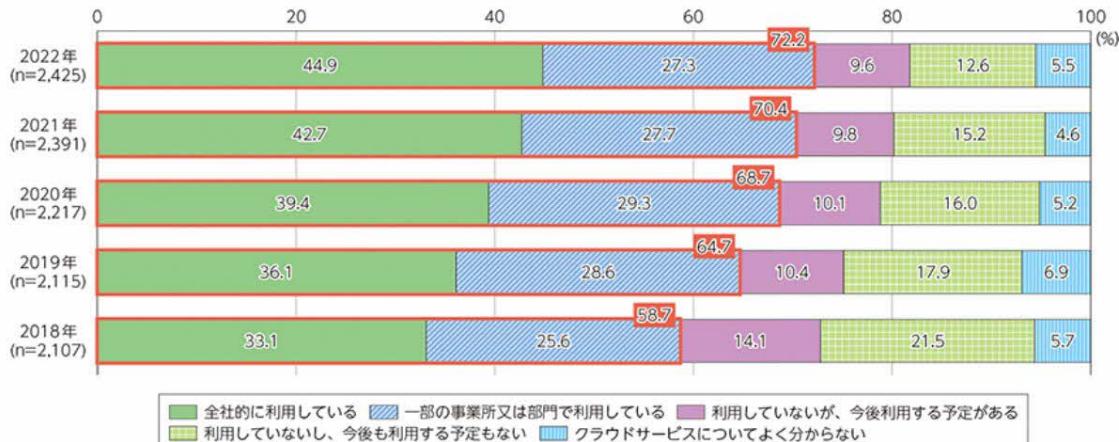
(出典) 内閣官房・内閣府『マイナンバー 社会保障・税番号制度 概要資料』P4, 平成26年10月

(2) クラウド(クラウドコンピューティング)

・クラウドの普及・進展

従来の情報システムは、組織内で保有する形態が主流でしたが、近年のブロードバンド普及を受け、事業者がデータセンタ内に構築・配置された情報システムを、ネットワーク通信を介して利用するクラウド型のシステム利用形態が登場し、普及が進んでいます。

サーバ機器等の資産や保守体制を自組織内に持つ必要がない、初期導入コストが低い、などの点から注目を集め、企業におけるクラウドの利用は進展を見せており、一部でもクラウドを利用している企業は、2018年の58.7%から2022年には72.2%になるなど、年々増加傾向にあります。



図表：企業におけるクラウドコンピューティングの利用状況の推移

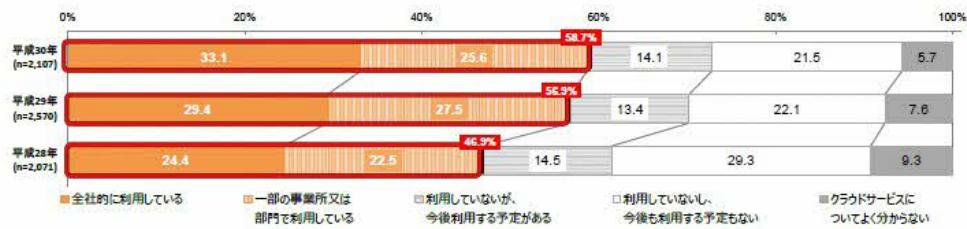
(出典) 総務省『令和4年通信利用動向調査 企業編』問3(1) 令和5年8月

5

4 クラウドサービスの利用状況(企業)

クラウドサービスの利用状況

クラウドサービスを利用している企業は上昇傾向が続き、今回調査対象の約6割となっている。利用目的をみると、「営業支援」や「生産管理」などの高度な利用は低水準にとどまる。効果についてみると、「非常に効果があった」又は「ある程度効果があった」と回答した企業が利用企業の8割を超えている。



図表：企業におけるクラウドサービスの利用状況の推移

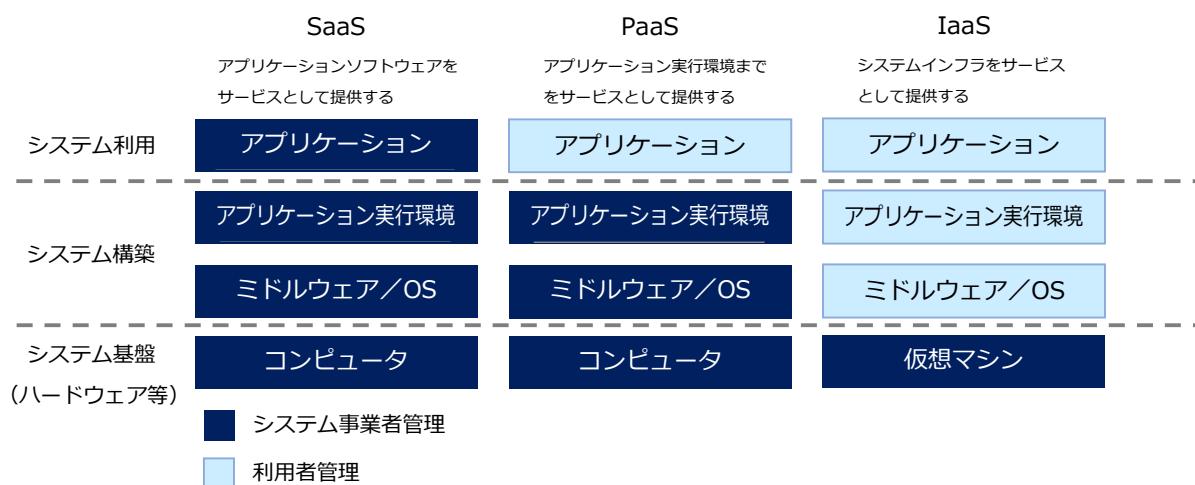
(出典) 総務省『平成30年通信利用動向調査』P5, 令和元年5月

・ IaaS、PaaS、SaaS

クラウド型で提供されるサービスの内容に応じた形態別の呼称です。

IaaS(Infrastructure as a Service)は、事業者が保有するハードウェア等のシステム基盤を、仮想化技術により、利用者が必要とする分だけをサービス提供する形態で、システム基盤の柔軟な変更や費用節減につながると期待されています。PaaS(Platform as a Service)は、アプリケーションの動作・開発環境をネットワーク経由で利用できるサービス形態であり、環境の構築・保守管理が不要であるため、導入後は開発に専念することが可能となります。SaaS (Software as a Service) は、ソフトウェア機能を含めてサービス提供する形態を指し、早期に安価な費用体系で利用できる反面、個別の要望に応じた機能改変が制約される傾向があります。

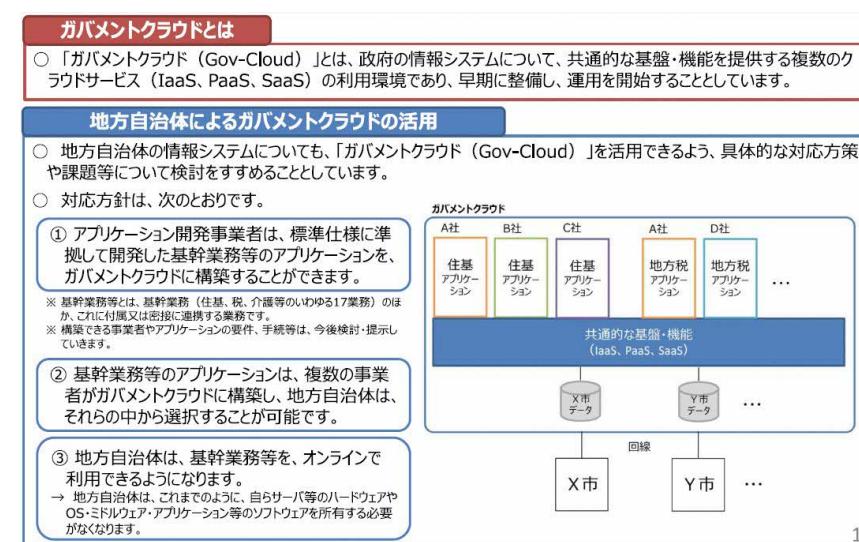
※IaaS 事業者の提供基盤上に、システム事業者が構築したサービスを SaaS として提供する場合もあります。



図表：クラウド利用形態に応じた提供範囲のイメージ

(3) ガバメントクラウド

国のすべての行政機関（中央省庁・独立行政法人など）や地方自治体が共同で行政システムをクラウドサービスとして利用できるIT基盤を指します。ガバメントクラウドを活用することで、共同利用によるコスト削減が期待でき、個別のセキュリティ対策・運用監視が不要となります。

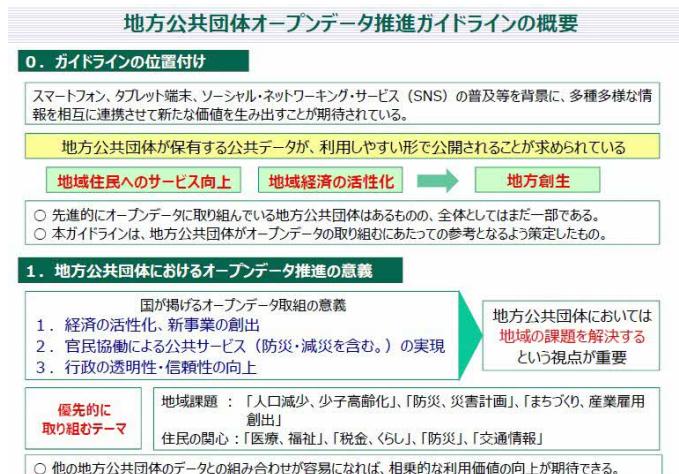


図表：ガバメントクラウドの概要

(出典) 内閣官房『地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）』 P2

(4) オープンデータ

スマートフォン、タブレット端末、SNSの普及等を背景として、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されています。その上で、地方公共団体の保有するデータについても共有の財産であることから、機械判読可能な形式で二次利用可能なルールのもとで公開するオープンデータの取り組みを進めることが求められており、平成27年2月には『地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン』（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）が策定されました。



図表：地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの概要

(出典) 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
『地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの概要』 P1, 平成27年2月

地方公共団体におけるオープンデータ推進の意義としては、地域の課題の解決する視点が重要です。市民や民間企業と連携した課題解決の手段となりうることを念頭に、重要性やニーズを勘案し、利活用の期待されるデータの公開を進めていくことが望まれます。

2. 自治体にとってのオープンデータの意義（1）

オープンデータは 地域課題の解決 の有効な手段です

- 自治体による公共データのオープンデータ化は、地域課題の解決、行政の効率化（コスト削減）、産業の活性化を促進する有効な手段となります。
- 先進自治体の事例（※）では、ボーリングデータを公開することにより、近隣での新規の探査が削減可能となり、費用及び調査時間の削減が見込まれています。さらには建物等毎に保存されていたデータを公開することで地域全体の地質構造が一覧できるようになり、防災や保険といった他分野への利活用も期待されています。
- 右記は自治体アンケートで挙げられた重要な行政課題です。これらの重要テーマやニーズの高いテーマに優先的に取り組むことにより、他自治体と施策や成果の共有が期待できます。

※参考：千葉市ボーリングデータの情報提供 (<http://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/kanki/boringdata.html>)

8

図表：自治体にとってのオープンデータの意義

(出典) 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

『オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書～』P8, 平成27年2月

（5） IoT(Internet of Things)

電子機器や車など、あらゆるモノがネットワークにつながることで、センサー等を通じて集められたデータが、デジタル空間上で蓄積・分析され、その結果を実世界における将来予測やモノの制御等に活用するものです。従来、パソコンと業務システムでの効率化が進められてきたデスクワークの領域を越えて、実世界とデジタル世界をつなぐことで様々な領域での効率化が期待されています。

一方で、セキュリティ侵害時の実世界への影響など、従来とは異なる観点からも安全性の確保が必要となってきています。

SS

図表：ICT・データの利活用の4段階

(出典) 総務省 『ICTスキル総合習得プログラム 講座1-1』 P8

(6) 自治体システムの標準化・共通化

令和3年9月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、行政サービスの利便性向上、業務効率化を目的として、地方公共団体が利用する基幹業務系システムの対象20業務について、すべての地方公共団体が、令和7年度末までに、国の提示する標準化基準に準拠したシステムへ移行します。

これまでの取組・現状

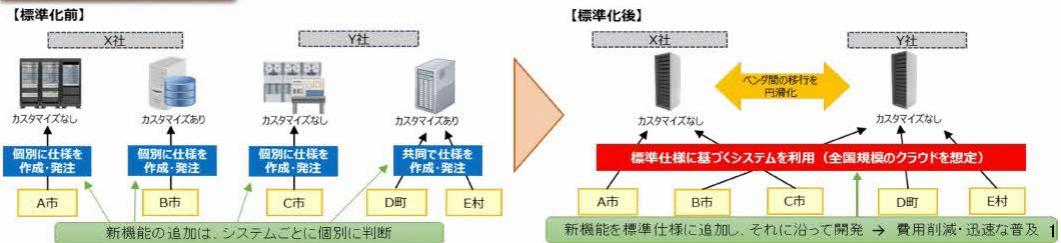
- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務（※）について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

※ 2.0業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

目標・成果イメージ

- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ



図表：地方公共団体情報システムの標準化・共通化の概要

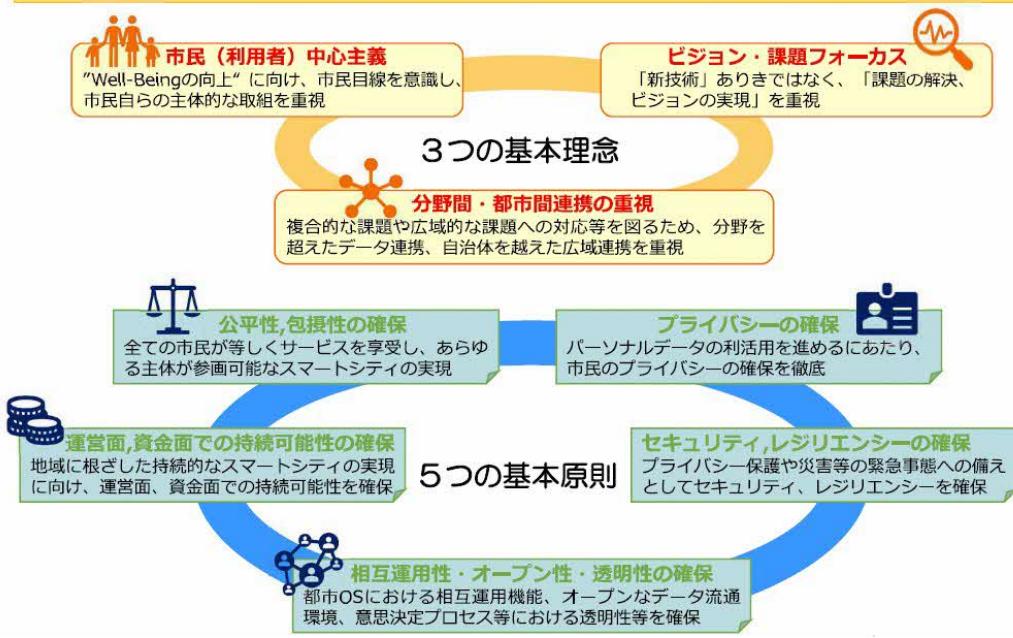
（出典）総務省『自治体情報システムの標準化・共通化』P1

(7) スマートシティ・スマート自治体

スマートシティは、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society5.0の先行的な実現の場と定義されています。一方、スマート自治体は、AI（人工知能）等を活用し、自治体業務の自動化することで行政サービスを効率的に提供する自治体のことを指し、人口減少が深刻化しても行政サービスを維持することを目標としています。

スマートシティに取組む上での基本コンセプト

3つの基本理念、5つの基本原則を提示し、これらに基づくスマートシティ構築を推奨



図表：スマートシティの基本コンセプト

(出典) 内閣府 『スマートシティの推進について』 P3

【第 2 次枚方市情報化計画】情報化基本計画

第 1 期取組版 平成 28 年 3 月策定

第 2 期取組版 令和 2 年 3 月改訂

第 3 期取組版 令和 6 年 3 月改訂

枚方市 総合政策部 DX 推進課

〒573-8666 枚方市大垣内町 2 丁目 1-20

TEL 072-841-1296（直通）／FAX 072-841-3039